

宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市における公立幼稚園・保育所の意義と役割を含む今後のあり方等に関することについて検討するため、宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を提出する。

- (1) 公立幼稚園・保育所における教育・保育の充実のための方策
- (2) 公立幼稚園・保育所の今後のあり方
- (3) その他必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園・保育施設の従事者
- (3) 幼稚園・保育施設の保護者
- (4) 小学校の関係者
- (5) 特別支援及び発達支援の関係者
- (6) その他市長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が前条第2項の規定による委嘱又は任命をする日から委員会が第2条の規定による提出をする日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席した委員の過半数で非公開とすることが議決された事項については、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉こども部保育支援課及び教育部教育支援センター学校改革推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和4年4月26日から施行する。

2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。